

厚生委員会議案説明資料

令和2年9月30日

件名	頁
1 第116号議案 足立区授産場条例の一部を改正する条例	2

(福祉部)

第 1 1 6 号議案説明資料

令和 2 年 9 月 3 0 日

件 名	足立区授産場条例の一部を改正する条例
所管部課名	福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>令和 3 年 4 月 1 日より、青井授産場（足立区青井 4-27-11）の施設授産を廃止し家庭内授産のみとし、令和 5 年 3 月 31 日に青井授産場を廃止するため、足立区授産場条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 授産場の新規の受け入れについて、令和 3 年 3 月 31 日までとする。 (2) 令和 3 年 4 月 1 日から、場内定員（授産場内で作業を行う者）を 0 名、居宅定員を 40 名とする。（定員については規則の一部を改正する。） (3) 授産場を令和 5 年 3 月 31 日で廃止する。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 3 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	<p>関係する条例施行規則等についても必要な規定整備を行う。なお、令和 3 年 4 月以降のスケジュール等は以下のとおりとする。</p> <p>1 廃止までの予定</p> <p>(1) 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで 授産場の場内作業廃止・家庭内授産で運営 (2) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで 授産場廃止・授産場解体設計委託 (3) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日まで 授産場解体・東京都に土地を返還</p> <p>2 廃止後の利用者について</p> <p>廃止後、働く希望がある利用者については、令和 5 年までにシルバー人材センター、勤労福祉会館の内職、くらしとしごとの相談センター等を案内する。</p>

足立区授産場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第2条 省略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 授産場は、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 作業及びそれに必要な設備の提供に関すること。</p> <p>(2) 作業の指導に関すること。</p> <p>(3) <u>前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業</u></p> <p>2 授産場の作業種目は、規則で定める。</p>	<p>第1条～第2条 省略</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 授産場は、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p><u>(1) 作業の指導に関すること。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業</u></p> <p>2 授産場の作業種目は、規則で定める。</p>
<p>第4条～第12条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和55年2月規則第3号で、同55年3月1日から施行)</p> <p>2 この条例施行の際、現に東京都授産場条例(昭和39年東京都条例第49号)により東京都知事の承認を受けて授産場を使用している者は、この条例により区長の承認を受けたものとみなす。</p>	<p>第4条～第12条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和55年2月規則第3号で、同55年3月1日から施行)</p> <p>2 この条例施行の際、現に東京都授産場条例(昭和39年東京都条例第49号)により東京都知事の承認を受けて授産場を使用している者は、この条例により区長の承認を受けたものとみなす。</p> <p><u>3 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。</u></p> <p><u>4 授産場の施設の使用を終了し、使用の承認を取り消され、又は使用を停止され、若しくは制限された使用者の原状回復の義務については、第10条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。</u></p> <p><u>5 授産場の施設等に損害を生ぜしめた者の損害賠償の義務については、第11条の規定は、第3項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。</u></p>

改正前	改正後
<p>付 則（平成5年3月31日条例第20号） この条例は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成18年3月24日条例第32号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成19年3月16日条例第20号） この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則（平成5年3月31日条例第20号） この条例は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成18年3月24日条例第32号） この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成19年3月16日条例第20号） この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p><u>付 則（令和2年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>